

健康福祉委員会 令和2年9月14・15日
福祉部 資料46番
所管 障害福祉課

## 大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例について

### 1 制定理由

手話は、聴覚に障がいのある方にとっては、日常生活や社会生活を営むために大切に受け継がれてきた言語である。また、障がい者の意思疎通を図る手段には、手話以外にも、その障がいの特性に応じて、音声言語をはじめ、文字、点字、触覚、平易な表現による意思疎通など多様な手段がある。この条例を制定することにより、手話が言語であることの理解の促進及び障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進と、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に寄与する。

### 2 条例案の構成

- (1) 目的 手話への理解と多様な意思疎通手段の利用促進に関し、基本理念、区の責務、区民、事業者の役割を定める。
- (2) 定義 この条例における用語の意味を定める。
- (3) 基本理念 手話が言語であると認識すること、相互理解、人格、個性の尊重を掲げる。
- (4) 区の責務 基本理念に基づく施策を推進すること、施策は計画との整合性を図ることを掲げる。
- (5) 区民の役割 意思疎通に関する理解を深めること、施策へ協力することを掲げる。
- (6) 事業者の役割 意思疎通に関する理解を深めること、施策へ協力すること、合理的配慮に努めることを掲げる。
- (7) 委任 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

### 3 条例案

別紙のとおり

### 4 施行年月日

公布の日